

台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ(保存版)

本校においては、台風等により京都市(テレビやラジオにおいては「京都南部」又は「京都・亀岡地域」と報道される場合があります)に「特別警報(大雨、暴風など6種類)」又は「暴風警報」が発表された場合や、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

なお、緊急電話に対応する必要がありますので、電話でのお問い合わせはお控えください。

1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 前日に「特別警報」が発表され「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5校時(13時35分)から始業(給食は中止)
 - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前 7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前 9時までに解除になった場合 3校時(10時40分)から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時(13時35分)から始業(給食は中止)
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象情報により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休業となる場合があります。その場合には、学校ホームページやすぐーる配信等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。

4 避難指示が発令された場合について[水害の避難指示について]

本校の校区である大將軍学区は、「天神川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。大將軍学区に避難指示【警戒レベル4】が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【参考】避難指示の名称について

※ 「高齢者等避難」【警戒レベル3】が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置(登校の見合わせ等)を取る場合があります。

避難勧告等の種類	高齢者等避難	避難指示
発令時の状況	・避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況 ・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況	・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況
市民が取るべき行動	・避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動を開始 ・速やかな避難に向けた準備	・立退き避難をしそびれた者の立退き避難 ・立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動

5 在校中に特別警報・暴風警報、避難指示【警戒レベル4】が発表された場合について
直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況に十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。不測の事態においては児童の親族の方のみを引受人として引き渡し帰宅します。

6 地震について

(1) 登校前に発生した場合

- ①京都市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。
※学校所在の北区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
※下校後、午前0時まで発生した場合は翌日を臨時休業に、午前0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
※休業日、休業前の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、(ホームページ等)により、授業等を実施する旨を連絡します。
- ②臨時休業とした場合、登校の再開は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

(2) 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。
帰宅については、児童の親族の方のみを引受人として引き渡し、帰宅します。

(3) 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。
大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。